

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>岩手県住宅供給公社</u></p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社団法人全国自治体病院協議会（昭和38年12月3日に社団法人全国自治体病院協議会という名称で設立された法人をいう。）とする。</p>	<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>岩手県農業会議</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、<u>社団法人地方税電子化協議会（平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）</u>、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社団法人全国自治体病院協議会（昭和38年12月3日に社団法人全国自治体病院協議会という名称で設立された法人をいう。）とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。